

第 2 次 山 梨 県 廃 棄 物 総 合 計 画 (素 案) の 概 要

第 1 章 計画の基本的事項

1 趣 旨

- ・ 廃棄物に係る諸課題の解決を図るため、廃棄物の発生抑制や再生利用等のための取組を一層強化し、循環型社会への転換をさらに進めていく必要がある。
- ・ 廃棄物処理法の改正や「国の基本方針」の改定を踏まえて、廃棄物対策を総合的かつ計画的に推進するため「第 2 次山梨県廃棄物総合計画」を策定する。

2 計画期間

- ・ 平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間

3 計画の位置づけ

- ・ 山梨県生活環境の保全に関する条例第 6 1 条に規定する「廃棄物総合計画」
- ・ 廃棄物処理法第 5 条の 5 に規定する「廃棄物処理計画」

第 2 章～第 4 章 廃棄物処理の現状と課題

○一般廃棄物

- ・ 排出量は H15 年度に対して H20 年度は約 6 % 減少し、概ね現行計画の目標どおり削減が進んでおり、引き続き発生抑制の取組を推進することが必要である。
- ・ 再生利用率は H20 年度 18.5 % であり、全国平均約 20 % を下回る状況にあり、再生利用率向上のため、県民、事業者、行政が一体となった一層の再生利用への取組が必要である。
- ・ 生活系ごみについては、分別の徹底や排出抑制の取組を一層促進するためには、市町村における効果的な手法（ごみ処理有料化等）の導入を推進していく必要がある。
- ・ 削減が遅れている事業系ごみについては、県、市町村が協力し、事業者に対して排出抑制や再生利用への取組を効果的に働きかけていく必要がある。

○産業廃棄物

- ・ 排出量は H15 年度に対して H20 年度は 8 % 減少しており、発生抑制が進んでいるが、産業廃棄物は、経済状況等の社会情勢に大きく影響を受けることから、継続して発生抑制に向けた取組を進めていく必要がある。
- ・ 再生利用を前提とした排出や再生処理物の利用拡大も必要である。

○不法投棄対策

- ・ 関係機関と連携し、監視パトロールなどを積極的に行ってきたが、依然として後を絶たない状況である。
- ・ 特に、廃家電等の不法投棄の増加が懸念されることから、監視体制の強化や適正処理に向けた啓発など、引き続き不法投棄対策を推進していく必要がある。

○一般廃棄物の状況

	基準年度	実績	目標
	平成15年度	平成20年度	平成22年度
排出量	348 千トン	328 千トン	312 千トン
再生利用率	17 %	18.5 %	28 %
最終処分量	32 千トン	29 千トン	23 千トン
(最終処分率)	9 %	9 %	7 %

○産業廃棄物の状況

	基準年度	実績	目標
	平成15年度	平成20年度	平成22年度
排出量	2,000 千トン	1,841 千トン	2,302 千トン
再生利用率	50 %	50 %	40 %
最終処分量	247 千トン	144 千トン	161 千トン
(最終処分率)	12 %	8 %	7 %

第 5 章 計画の基本方針と目標

《基本方針》

- 廃棄物を巡る諸課題の解決に向け、環境への負荷を低減した循環型社会の形成を目指す。
- 循環型社会の形成に向けた生活スタイルや事業スタイルへの転換により、発生抑制（リデュース）や再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）をより一層推進。
- 循環型社会と低炭素社会との統合に向け、廃棄物の循環的利用や適正処理とともに、廃棄物処理における地球温暖化対策に配慮した取組を推進。

一般廃棄物に係る数値目標（平成 27 年度）

＜参考＞

	基準年度	目標年度	増減	国の基本方針	本県の場合
	平成20年度	平成27年度		平成19年度比	平成19年度比
排出量	328 千トン	293 千トン	△10.7%	約5%削減	約14%削減
再生利用率	18.5 %	25 %	+6.5ポイント	約25%に増加	約25%に増加
最終処分量 (最終処分率)	29 千トン 9 %	26 千トン 9 %	△10% —	約22%削減 —	約13%削減 —

産業廃棄物に係る数値目標（平成 27 年度）

＜参考＞

	基準年度	目標年度	増減	国の基本方針	本県の場合
	平成20年度	平成27年度		平成19年度比	平成19年度比
排出量	1,841 千トン	1,764 千トン	△4.2%	増加を約1%に抑制	約7%削減
再生利用率	50 %	50 %	—	約53%に増加	約50%に増加
最終処分量 (最終処分率)	144 千トン 8 %	105 千トン 6 %	△27.1% △2ポイント	約12%削減 —	約45%削減 —

＜参考＞自己処分される鉱業汚泥を除く場合（処理業者による最終処分量）

	基準年度	目標年度	増減
最終処分量	24 千トン	21 千トン	△10.5%

再生利用率は、ほとんどが脱水処理により減量化される上下水道汚泥の増加の影響を受けるため、これを除くと 70% に増加 (H20 65%)

第 6 章 各主体の役割と主な取組

県民、事業者、行政がそれぞれの役割を再認識し、主体的に行動していくとともに NPO や地域グループも含め相互に連携して取り組んでいく。

○ 県民：1 人 1 日当たり家庭から排出するごみの量 19% (118 g) 削減 623 g (H20) → 505 g (H27)

○ 事業者：事業系一般廃棄物排出量 9.1% 削減 88 千 t (H20) → 80 千 t (H27)

産業廃棄物排出量 各産業 12.7% 削減 (上下水道業以外) 1,391 千 t (H20) → 1,215 千 t (H27)

○ 市町村：一般廃棄物処理計画に基づく施策の推進と計画の見直し

○ 県：廃棄物総合計画に掲げる目標等の達成のための施策の実施

第 7 章 廃棄物の発生抑制等のための施策の推進

○一般廃棄物

循環型社会の形成に向け、県民への啓発により取組を促進するとともに、廃棄物の削減、再生利用、温暖化防止対策など一般廃棄物処理における 3 R の推進や情報提供等に取り組む市町村を支援。

○産業廃棄物

排出事業者、廃棄物処理業者に対し一層の発生抑制等の取組や適正処理の推進を促すため、普及啓発や、指導等を行うとともに、優良な処理業者を支援。

○不法投棄対策

不適正処理や不法投棄に対する監視体制の強化や関係機関と連携した未然防止対策を推進するとともに、近隣都県などと広域的に連携した取組を実施。